

矢作川総合第二期地区
現場技術その1 業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考																						
(適用範囲) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (履行確実性評価の達成状況の確認) 第 3 条 (管理技術者) 第 4 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省東海農政局制定「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、矢作川総合第二期農地防災事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合は、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒業後 13 年、短大・高専卒業後 18 年、高校卒業後 23 年以上の能力と経験を有する者をいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>部 門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td rowspan="2">農業部門</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr> <td>1 級土木施工管理技士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	部 門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業部門	農業土木	農業農村工学	農業土木技術管理士			ビルコンサルティングマネージャー	農業土木		1 級土木施工管理技士			博士	農学		
資 格	部 門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																						
		農業－農業農村工学																						
	農業部門	農業土木																						
		農業農村工学																						
農業土木技術管理士																								
ビルコンサルティングマネージャー	農業土木																							
1 級土木施工管理技士																								
博士	農学																							

項 目	内 容	備考																				
(現場技術員) 第 5 条	(1) 現場技術員は 2 名配置することとし、次のいずれかの資格を有する者とする。 <table><tr><th>技術者区分</th><th>資 格</th></tr><tr><td>現場技術員 (C)</td><td> ・技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学） ・1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。 </td></tr></table> (2) 現場技術員は、CAD ソフトを利用した図面の作成についての実務経験を有するものとする。	技術者区分	資 格	現場技術員 (C)	・技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学） ・1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。																	
技術者区分	資 格																					
現場技術員 (C)	・技術士（総合技術管理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学） ・1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、土木施設の設計、積算または施工計画とする。																					
(配置技術員の確認) 第 6 条	共通仕様書第 1－6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1－7 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、事業実施計画書の業務組織表に配置技術員の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載することとする。なお、変更業務計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置づけられた技術者登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																					
(保険加入) 第 7 条	受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																					
(工事の概要) 第 8 条	本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。 <table><tr><th>工事名</th><th>工事場所</th><th>工期</th><th>工種 区分</th></tr><tr><td>明治本流（上流部）シールド工事</td><td>愛知県豊田市河合町、 渡刈町及び鷺鴨町地内</td><td>R2. 12. 1～ R6. 12. 20</td><td>土木</td></tr><tr><td>明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 2-2 工事（仮称）</td><td>愛知県安城市里町及び 広美町地内</td><td>R6. 6～R7. 3 （予定）</td><td>土木</td></tr><tr><td>明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 3-2 工事（仮称）</td><td>愛知県安城市里町及び 豊田市広美町地内</td><td>R6. 6～R7. 3 （予定）</td><td>土木</td></tr><tr><td>明治本流（下流部）耐震化対策そ の 1-2 工事</td><td>愛知県豊田市広美町地 内</td><td>R6. 4～R7. 2 （予定）</td><td>土木</td></tr></table>	工事名	工事場所	工期	工種 区分	明治本流（上流部）シールド工事	愛知県豊田市河合町、 渡刈町及び鷺鴨町地内	R2. 12. 1～ R6. 12. 20	土木	明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 2-2 工事（仮称）	愛知県安城市里町及び 広美町地内	R6. 6～R7. 3 （予定）	土木	明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 3-2 工事（仮称）	愛知県安城市里町及び 豊田市広美町地内	R6. 6～R7. 3 （予定）	土木	明治本流（下流部）耐震化対策そ の 1-2 工事	愛知県豊田市広美町地 内	R6. 4～R7. 2 （予定）	土木	
工事名	工事場所	工期	工種 区分																			
明治本流（上流部）シールド工事	愛知県豊田市河合町、 渡刈町及び鷺鴨町地内	R2. 12. 1～ R6. 12. 20	土木																			
明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 2-2 工事（仮称）	愛知県安城市里町及び 広美町地内	R6. 6～R7. 3 （予定）	土木																			
明治本流（下流部）耐震化対策里・ 浜屋工区その 3-2 工事（仮称）	愛知県安城市里町及び 豊田市広美町地内	R6. 6～R7. 3 （予定）	土木																			
明治本流（下流部）耐震化対策そ の 1-2 工事	愛知県豊田市広美町地 内	R6. 4～R7. 2 （予定）	土木																			
(履行期間) 第 9 条	履行期間は次のとおりとする。 令和 6 年 4 月 10 日 から令和 7 年 3 月 14 日(11 ヶ月) ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。 勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩は午後 0 時 15 分から午後 1 時）とする。																					

項 目	内 容	備考
(業務内容) 第 10 条	業務内容等については、次のとおりとする。 (1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。 契約書第 9 条第 2 項に定める業務運営を行うものとし、監督職員との打合せにあつては、次に示す時期に矢作川総合第二期農地防災事業所で行うものとする。 第 1 回 初回打合せ 第 2 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 また、上記を含め月 1 回以上の打合せを行うものとする。 発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、開催方法については、情報共有システムを活用して書面等を提出し、WEB 方式による開催を想定しているが、監督職員と協議のうえ行うものとする。 なお、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責任により管理技術者の立会の上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-25 条に定める業務履行状況を報告しなければならない。 (2) 本業務に従事する現場技術員の基本的な業務内容は、共通仕様書に記載のとおりであるが、追記・特記事項は以下のとおりである。 1) 設計に関する業務 ・当初設計の見直しに係る簡易な計算、補足設計発注に係る図面、数量、その他の資料の作成等を行う。 2) 監督に関する業務 ・工事監督職員から工事受注者への文書による指示、通知、承認等の行為に係る打合せ簿等の処理文書の起案を行うものとし、その文書処理を扱う工事情報共有システムの操作権限を付与する。 ・共通仕様書第 2-9 条 1 項の設計図書と現地の不一致等、いわゆる設計照査について、結果を報告するとともに、提出のあった内容の技術的な審査・確認を行う。 ・工事円滑化会議を含む施工に係る工事受注者との打合せに参加し、議事概要案の作成を行うとともに技術的見地から助言を行う。 ・工事受注者の建設副産物適正処理状況等を把握し結果を報告する。 ・関連する 2 以上の工事間で調整が必要な場合（残土調整や通水切替等）、必要な資料の作成、調整、結果の報告を行う。 ・工事安全対策について、工事現場の安全対策の点検を行い、結果を報告する。 ・工事運搬車両の過積載の点検・調査を行う。 ・工事の完成検査（出来形検査を含む）について、検査に必要な資料を確認・作成し、検査に立会うとともに、検測等の補助作業を行う。 3) 関係機関との協議に関する業務 ・地元及び関係機関等との協議・調整に必要な資料等の作成を行うほか、協議等に随行し、協議概要作成等の補助を行う。 4) 事業実施に関する業務 ・基礎的資料の作成に関する業務 ・地下水位観測に関する業務 ・R5 年度工事基本台帳の整理に関する業務 5) その他事項 ・上記 1) ～ 4) に準ずる事項について資料等の作成または整理、報告等	

項 目	内 容	備考
(業務場所) 第 11 条	・その他監督職員が指示する業務 業務場所は矢作川総合第二期農地防災事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。	
(成果物) 第 12 条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により 実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
(成果物の提出先) 第 13 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町 22 番 16 号 東海農政局 矢作川総合第二農地防災事業所	
(その他留意事項) 第 14 条 1 一般事項	(1) 業務の履行における安全、その他規律については関係法令を厳守するものとする。 (2) 通勤用及び本業務に使用する自動車等及び駐車場の確保は、受注者において行うものとする。 (3) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 (4) 本業務の履行においては、パソコンにより文書、表計算及び図面を作成することから、パソコン、使用ソフト及びプリンタは受注者にて用意するものとし、パソコンを含むそれら機器類の操作に不自由しない者を配置すること。 なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンでなければならない。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果は監督職員の確認を受けるものとする。 (5) 本業務用にデジタルカメラを必要とする場合は、受注者にて用意するものとする。 (6) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、事前に別途使用貸借申請書を監督職員に提出し、返却時は別途使用貸借返却書を監督職員に提出するものとする。 (7) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。 (8) 現場技術員の服装は、業務にあった作業服とする。	

項 目	内 容	備考
(契約変更) 第 15 条	契約書第 16～19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 9 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (2) 第 10 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (3) 第 11 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (4) 第 12 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) その他。	
(情報共有システムの 業務について) 第 16 条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
(定めなき事項) 第 17 条	この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	